

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年2月20日)

〔件名〕

- 1 第4回湖山池会議等の概要について
(水・大気環境課) ··· 1
- 2 産業廃棄物管理型最終処分場の事業計画書(案)に係る地元説明状況について
(循環型社会推進課) ··· 2
- 3 平成26年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)に係るパブリックコメントの実施について
(くらしの安心推進課) ··· 3
- 4 鳥取県動物愛護管理推進計画(案)に係るパブリックコメントの実施について
(くらしの安心推進課) ··· 6
- 5 米子境港都市計画区域マスタープラン「都市施設(道路)」の見直しについて
(景観まちづくり課) ··· 9
- 6 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住宅政策課) ··· 10

生活環境部

第4回 湖山池会議等の概要について

平成26年2月20日
水・大気環境課、水産課、河川課

湖山池の汽水湖化等の取組みに関連して、湖山池会議等を開催しましたので、その概要を報告します。

1 第4回 湖山池会議の概要（2／13開催）

（1）現在の塩分濃度・水門操作状況の確認

- ・2/11現在：2,780mg/L（青島大橋）
- ・逆流時の船通し水門の切り欠き（穴あけ）通水等で、海水週上の抑制を実施中
- ・4月初旬の目標値2,000mg/L以下に向けて、順調に推移

（2）湖山池環境モニタリング委員会の意見に対する対応方針を確認

- ・夏季の貧酸素時のこととも踏まえつつ、適正な範囲での塩分管理手法を次回会議に向けて提案できるよう関係課で検討する。また、水質の改善について赤潮の発生や栄養塩（窒素、リン）の動向などを科学的に詳細分析し、原因を把握し、対応できるよう検討する。
- ・淡水性生物の保全対策は、淡水ビオトープの造成のほか、当委員会等の意見を伺い検討する。
- ・湖山池の課題に対する意思決定のあり方等については、専門家、地域住民、関連する利害関係者等の幅広な意見を踏まえて行えるような形を次回湖山池会議に向けて提案できるよう検討する。

2 湖山池環境モニタリング委員会の概要（2／5開催）

今年度の各種環境モニタリング結果（水質全般、プランクトン、水生植物、魚類、貝類、カラスガイ、トンボ類、鳥類）や構想中の淡水ビオトープ造成案を報告し、様々な意見を頂いた。

NO	委員長のまとめ	事務局説明に対する委員意見など
1	・水質監視・塩分濃度の管理は予断を許さない状況であり、特に夏場の水質管理を徹底する必要がある。	・夏季の貧酸素化が依然として顕著な傾向 ・COD、全窒素、全リンの水質値も高値で推移 ・汽水湖化後、赤潮も散見されている（7月、10月に発生）
2	・汽水湖化の取組み後も、決して水質が改善されているとは言えない状況。 ・何らかの根本的な対策が必要である。	・池内で貝類、トンボ等の淡水動物が減少している。 ・ヤマトシジミの成長は順調だが、池口あたりではコウロエンカワヒバリガイ、ホトトギスガイが増加傾向
3	・淡水性生物の保全には、次々と対策を講じる必要がある。 ・池内の魚類・貝類のモニタリングなど不十分な面もあるので、今後の強化が必要である。	・湖山池汽水化は、スタート時の考え方や方針決定方法が間違い。 ・行政が策定した将来ビジョンには、「良質な水質、豊かな生態系を目指す等」あるが、淡水性生物が減少し、多様性が失われたと感じている。
4	・生態系保全の対策を講じる場合は、決して多数決ではなく、科学的知見に立って考える必要がある。	
5	・湖山池の課題に対する意思決定のあり方や制度設計を考える必要がある。	

※本委員会の目的は、汽水湖化における湖山池の水質や周辺の各種動植物群の変化等に関し、必要な意見及び助言をするもの。（モニタリング手法、モニタリング結果の評価、顕在化した課題への対応等）

鳥取大学農学部日置教授が委員長／水質、植物、魚介類、昆虫、鳥類等の有識者10名で構成

3 湖山池将来ビジョンシンポジウムの概要（2／15開催）

行政（県・市）、地域住民、湖山池情報プラザから湖山池の保全等に関する取組みの報告と、それに関する今後の湖山池のあり方についての意見交換を実施した。

報告事項	報告者
汽水湖化の取組み経過報告	県：生活環境部水・大気環境課
湖山池周辺の環境保全の取組み	鳥取市 湖南地区自治会
湖山池の有効利用の取組み	湖山池情報プラザ
緑化フェア後の取組み	市：都市整備部都市環境課

産業廃棄物管理型最終処分場の事業計画書（案）に係る地元説明状況について

平成26年2月20日
循環型社会推進課

環境プラント工業株（以下「環境プラント」）と（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」）は、この度、産業廃棄物管理型最終処分場（以下「最終処分場」）整備に係る事業計画書を取りまとめ、その原案を地元自治会に説明したので報告する。

記

1 地元説明会の開催

環境プラントとセンターは、「淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画概要書（案）」を関係6自治会に説明した。鳥取県（統轄監、生活環境部長等）及び米子市（環境政策局長等）も説明会に同席した。

（1）説明日程等

日 時	場 所	備 考
2／ 1 (土) 19：00～	上 泉公民館	
2／ 2 (日) 13：00～ 18：30～	下 泉公民館 福 平公民館	・下泉から生活環境影響調査結果に係る説明会開催について要望があり、2／16（日）に大高公民館で開催した。
2／ 7 (金) 19：00～	小波浜公民館	
2／ 9 (日) 13：30～	小波上公民館	
2／15 (土) 19：00～	西尾原公民館	

（2）説明概要

環境プラントとセンターが、別添の淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画概要書（案）により、次の内容を説明した。

- 最終処分場の運営体制、施設整備の概要、事業収支
- 安全安心に配慮した施設整備（地下水への漏水防止、河川水の汚染防止等）
- 地域に信頼される運営管理（廃棄物の搬入検査、水質モニタリング等）
- 生活環境影響調査結果と追加調査（大気質、地下水、悪臭、騒音・振動、水質）
- 安全性に対する追加調査結果（地下水の流れの解析、地震時の解析） 等

（3）主な意見等

地元自治会からは、次のような意見等が出された。

- 搬入検査等に関するもの
 - ・搬入検査を徹底し、不適正な廃棄物が処分されないように万全を期すこと。
 - ・受入拒否した廃棄物が不法投棄されないようフォローすること。
- 安全・安心に関するもの
 - ・重金属やダイオキシンの除去を徹底すること。
 - ・稼働後には、水質検査データ等を報告すること。
 - ・集中豪雨に対しての安全対策を十分に講じること。
- その他
 - ・事故が発生した場合は、速やかに地元へ報告すること。
 - ・環境保全協定は、自治会の意見も取り入れ内容を十分に協議すること。

2 今後の予定

環境プラントとセンターは、地元説明会の意見等を踏まえて事業計画書（案）と生活環境影響調査結果（案）を改めて点検の上成案を作成し、廃棄物処理施設設置手続条例に基づき事業計画書等を県に提出する予定である。

平成26年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

平成26年2月20日
くらしの安心推進課

食品衛生法第24条の規定に基づき、平成26年度鳥取県食品衛生監視指導計画を策定するに当たり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施中である。

この計画は、県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の方向性を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るものである。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 平成26年2月3日（月）から2月28日（金）まで
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所意見箱等

2 計画（案）の概要

- (1) 行政（食品衛生監視員）による監視指導等の実施
 - ①流通食品の収去検査（食品の抜き取り検査）の実施等
 - ②食品事業者等への計画的な監視指導による食中毒予防
- (2) 食品等事業者の自主衛生管理の推進
 - ①食品衛生管理を担う者の養成及び資質向上
 - ②HACCPやとっとり食の安全認定制度（クリーン・パス）の導入推進
- (3) 消費者に対する情報提供や食品衛生の普及啓発
 - ①出前講座や研修会等を通じての消費者に対する食品衛生の普及啓発
 - ②消費者への食品による被害防止のための情報提供（夏季やノロウィルス流行期など）

3 今後のスケジュール

- 平成26年2月末まで パブリックコメント実施
- 3月上旬 パブリックコメント結果を踏まえた最終案の作成
- 3月中旬 鳥取県食の安全推進会議において最終案を検討
- 3月末 平成26年度鳥取県食品衛生監視指導計画の策定・公表

平成26年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法第24条に基づき、都道府県知事は毎年度「食品衛生監視指導の実施に関する計画」を定め、この計画に従って食品衛生に関する業務を実施することとされています。

この度、県では「平成26年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」を作成しました。

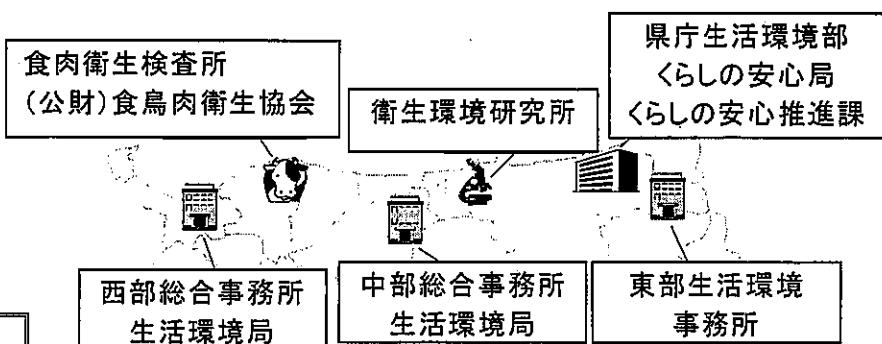
1 監視指導の実施体制等

○食品関連事業者が行う食の安全性の確保が適切に行われているか状況を把握し、衛生指導を実施するため、東部生活環境事務所、中部及び西部総合事務所に食品衛生監視員を配置し、効率的かつ一元的な監視指導を行います。

○食の安全性確保を図るため衛生環境研究所、食肉衛生検査所で科学的な根拠に基づいた検査や研究を行います。

○国及び他自治体と連携し、効果的な監視指導を行います。

○農林水産部局と連携し、生産段階からの食の安全性の確保に努めます。



2 監視指導の内容

(1) 重点的に監視指導を実施すべき事項

○食品衛生上の危害の発生状況を分析

し、社会的な影響等を考慮して重点的な監視が必要な業種を中心に監視を実施します。（表1）

○食の安全を確保するため、生産から流通、販売、消費に至る各段階において、事業者の衛生管理が適切に行われているか確認します。

(2) 食中毒予防対策の強化

○平成24年及び平成25年（速報）の全国及び本県の食中毒の発生状況を考慮し、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、ノロウイルス及び自然毒による食中毒の予防対策を重点的に行います。

ア 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター対策

加熱不十分な食肉等の喫食が関与していることが多いことから、食肉処理業、食肉販売業及び飲食店での衛生的な取扱い等について監視指導・啓発を行います。

生食用食肉の提供施設に対しては、規格基準等の遵守を指導するとともに、消費者に対して、食肉や内臓の生食は食中毒のリスクがあることを注意喚起します。

イ ノロウイルス対策

飲食店等における正しい手洗い及び適切な消毒方法の徹底、調理従事者等の健康管理、食品の取扱い等について監視指導・啓発を行います。

ウ 自然毒（毒キノコやフグ毒）食中毒対策

毒キノコによる食中毒は、食用のキノコと間違えて食べたことによるものが多く、また、フグによる食中毒は、免許のない人が素人調理したことにより発生したものが多くなっており、予防啓発を強化します。

表2 鳥取県食中毒発生状況(事件数)

病原物質	H25	H24
腸炎ビブリオ	1	
ボツリヌス菌	1	
黄色ブドウ球菌	1	1
サルモネラ属菌		1
カンピロバクター	2	1
ノロウイルス	1	2
ロタウイルス		1
サポウイルス	1	
動物性自然毒	2	2
植物性自然毒	2	1
その他（アニサキス）	1	1
不明	1	
合計	11	12

3 食品等の収去検査について

○食品の製造工場や販売施設等から食品の無償提供を受け、試験機関において検査を行います。

○消費者の安全性確保を目的に、県内流通食品について検査します。

○野菜や果物については、県内で使用されている農薬の実態に併せて検査項目を選定します。

4 食品等事業者の自主衛生管理の推進

○鳥取県独自の食品の衛生管理認定制度である「とっとり食の安全認定制度（クリーン・パス）」の導入を積極的に推進し、事業者の自主衛生管理の向上を図ります。

表1 重点監視対象施設における主な監視事項

施設の区分	対象施設の要件	監視回数	重点監視事項
① 食品衛生法違反施設	過去3年(H23～H25)のうち、食品衛生法違反により、処分や文書指導を受けたことのある施設。(食中毒発生施設、食品衛生法第6条違反食品製造等であり、継続して監視指導が必要な施設)	3回/年	①改善事項の遵守の確認
② 大量調理施設	飲食店営業(一般食堂、レストラン、仕出し屋、弁当屋、旅館及びホテル)、及び給食施設のうち、概ね同一メニューを1回300食又は1日750食以上提供し、事故が発生した場合、大規模食中毒につながる可能性がある施設	2回/年	①下処理及び原料からの二次汚染防止 ②加熱食品の十分な加熱 ③加熱後、冷まして販売する食品の速やかな放冷 ④手指等からの二次汚染防止 ⑤調理器具等の洗浄消毒の徹底等 ⑥従事者の健康管理 ⑦異物混入防止対策
③ 生食用食肉等取扱い施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクターによる食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	2回/年	①加工(調理)基準の遵守 ②殺菌温度の確認と記録 ③成分規格(細菌検査結果)の確認 ④保存基準の遵守(温度管理) ⑤表示基準の遵守(掲示) ⑥認定生食用食肉取扱者の設置
④ 野生鳥獣肉処理施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、E型肝炎ウイルス等による食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	2回/年	①ガイドラインに基づく作業手順の遵守 ②器具等の洗浄・殺菌及び管理状況 ③原料及び製品の適正な温度での保管 ④施設内の衛生管理状況
⑤ 冷凍食品製造施設 ⑥ 食肉製品製造業 ⑦ 清涼飲料水製造業 ⑧ 魚肉ねり製品製造業 ⑨ ゆでがに加工施設	食品の特性から、厳重な衛生管理が望まれる食品の製造施設(広域流通する食品の製造施設等)	2回/年	①製造基準の遵守 ②殺菌温度の確認と記録 ③添加物の適正使用 ④原料及び製品の適正な温度での保管 ⑤適正な表示の確認等 ⑥期限表示の設定根拠の確認
⑩ 卸売市場	魚介類のせり売り営業及び食品卸売市場であって、一時に多量の食品が流通する施設	2回/年	①温度管理状況 ②場内の整理整頓状況 ③適正な表示の確認等
⑪ 菓子製造施設	広域流通する食品の製造施設	1回/年	①添加物の適正使用 ②原料及び製品の適正な温度での保管 ③適正な表示の確認等 ④期限表示の設定根拠の確認
⑫ 給食施設	事故が発生した場合、子ども、老人等身体的の弱者に重篤な影響を及ぼす可能性のある施設であり、1回50食を超える食事を提供する施設(学校、病院、社会福祉施設、保育園等であって、施設の区分1、2に該当するものを除く)	1回/年	①大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、専用のチェックシートを用い重点的な監視指導を実施する。 ②異物混入防止対策
⑬ 浅漬製造施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌による食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	1回/年	①原材料の検収・保管状況 ②製造・加工工程における殺菌・保管条件 ③使用水の衛生管理状況 ④施設内及び従業員の衛生管理記録
⑭ 牛畜場	牛畜検査員が常時立入りすると畜場	1回/月	①作業手順の遵守 ②特定危険部位等の取扱い確認 ③器具等の洗浄及び管理状況 ④BSE検査対象牛の分別管理状況
⑮ 食鳥処理場	年間処理羽数が15万羽を超える施設	1回/年	①作業手順の遵守 ②器具等の洗浄及び管理状況
⑯ 卵選別包装施設 (GPセンター)	鶏卵の選別、洗卵、包装を行う施設	1回/年	①食用不適卵の排除 ②作業手順の遵守 ③器具等の洗浄及び管理状況

①～⑯までの施設に加え、各生活環境局等で施設ごとの直近の衛生管理の状況等も勘案し、重点的に監視指導すべき施設を定め実施することとする。

5 消費者との情報交換、情報提供の実施

- 出前講座、研修会、食の安全推進会議等を通じて、消費者の皆さんと食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション(情報交換・情報提供)を行います。
- 食品による危害発生防止のため、報道への資料提供、ホームページ及びパンフレット等により、迅速に必要な情報を提供します。

6 人材育成について

- 食品衛生監視員等食品衛生関係職員の資質の向上に努めます。
- 食の安全モニターに対し 食の安全・安心に関する幅広い知識を習得していただくため、研修会等を開催するとともに、国等が主催するリスクコミュニケーション事業にも参加していただきます。
- 食品等事業に携わる関係者及び給食施設関係者に衛生講習会を行うとともに、食品衛生模範施設及び食品衛生功労者に対し、県知事表彰の授与を行います。

鳥取県動物愛護管理推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

平成26年2月20日
くらしの安心推進課

県では、動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）及び環境大臣が定める動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）に基づき、平成20年に「鳥取県動物愛護管理推進計画」を策定した。

その後、平成24年9月に動物愛護管理法及び平成25年8月に基本指針が改正されたこと並びに本県の動物を取り巻く状況の変化を踏まえ計画の見直しを行うこととし、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施中である。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 平成26年2月3日（月）から2月28日（金）まで
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所意見箱等

2 推進計画（案）の概要

計画期間	平成26年度から平成35年度までの10年間				
計画の基本方針	「動物愛護の推進」と「動物の適正飼養の推進」を2つの基本方針とし、人と動物の調和のとれた共生社会を目指し、致死処分ゼロを究極の目標とする施策を展開する。				
施策と目標	<table border="1"><tr><td>目標</td><td>究極の目標である致死処分ゼロに向けて、致死処分頭数の削減などの具体的な数値目標を設定し、目標達成に向け各施策を推進する。</td></tr><tr><td>施策</td><td><p>基本方針を踏まえ、7つの具体的な施策を実施</p><ul style="list-style-type: none">○（基本方針1）動物愛護の推進<ul style="list-style-type: none">①動物愛護精神の普及啓発②動物の収容・引取り数削減の取組み③動物の返還・譲渡促進の取組み④災害時対策○（基本方針2）動物の適正飼養の推進<ul style="list-style-type: none">⑤動物の適正飼養の指導・啓発⑥動物取扱業者の監視指導⑦実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進</td></tr></table>	目標	究極の目標である致死処分ゼロに向けて、致死処分頭数の削減などの具体的な数値目標を設定し、目標達成に向け各施策を推進する。	施策	<p>基本方針を踏まえ、7つの具体的な施策を実施</p> <ul style="list-style-type: none">○（基本方針1）動物愛護の推進<ul style="list-style-type: none">①動物愛護精神の普及啓発②動物の収容・引取り数削減の取組み③動物の返還・譲渡促進の取組み④災害時対策○（基本方針2）動物の適正飼養の推進<ul style="list-style-type: none">⑤動物の適正飼養の指導・啓発⑥動物取扱業者の監視指導⑦実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進
目標	究極の目標である致死処分ゼロに向けて、致死処分頭数の削減などの具体的な数値目標を設定し、目標達成に向け各施策を推進する。				
施策	<p>基本方針を踏まえ、7つの具体的な施策を実施</p> <ul style="list-style-type: none">○（基本方針1）動物愛護の推進<ul style="list-style-type: none">①動物愛護精神の普及啓発②動物の収容・引取り数削減の取組み③動物の返還・譲渡促進の取組み④災害時対策○（基本方針2）動物の適正飼養の推進<ul style="list-style-type: none">⑤動物の適正飼養の指導・啓発⑥動物取扱業者の監視指導⑦実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進				

※具体的な目標値や施策の内容については、次頁の「鳥取県動物愛護管理推進計画（案）の概要」を参照

3 今後のスケジュール

- 平成26年2月末まで パブリックコメント実施
- | | |
|------|------------------------|
| 3月上旬 | パブリックコメント結果を踏まえた最終案の作成 |
| 3月中旬 | 鳥取県動物愛護推進協議会において最終案を検討 |
| 3月末 | 第2次鳥取県動物愛護管理推進計画の策定・公表 |

鳥取県動物愛護管理推進計画（案）の概要

鳥取県動物愛護管理推進計画（以下、「計画」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、本県における動物の愛護及び管理の推進に向けて、県・市町村・関係機関・県民が共通意識をもって相互に連携していくために、平成 20 年 5 月に策定し、この計画に沿って動物愛護管理行政を進めてきました。

計画の中で、概ね 5 年後に計画の見直しを行うこととしており、平成 24 年 9 月に動物愛護管理法及び平成 25 年 8 月に環境大臣が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が改正されたこと並びに本県の動物を取り巻く状況の変化を踏まえて、計画の見直しを行いました。

I 計画の期間

本計画の適用期間は、平成 26 年度から平成 35 年度の 10 年間

II 計画の基本方針

本計画では、「動物愛護の推進」及び「動物の適正飼養の推進」を 2 つの柱とし、人と動物との調和のとれた共生社会を目指し、致死処分ゼロを究極の目標とする施策を展開していきます。

基本方針 1 動物愛護の推進

動物愛護に関する県民の理解は未だ十分とはいえない状況にあり、動物愛護推進のため、行政機関と動物愛護に取り組んでいる関係団体等が連携して、動物愛護精神の啓発や飼養できなくなった動物の新しい飼養者を探すための体制強化による譲渡促進などの施策を展開していきます。

基本方針 2 動物の適正飼養の推進

動物の適正飼養推進のため、飼養者に対する適正飼養や終生飼養の指導・啓発、動物取扱業者への適正飼養の指導などを関係団体と連携して展開し、全ての動物が遺棄や虐待されることなく適正に終生飼養され、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのない社会を目指します。

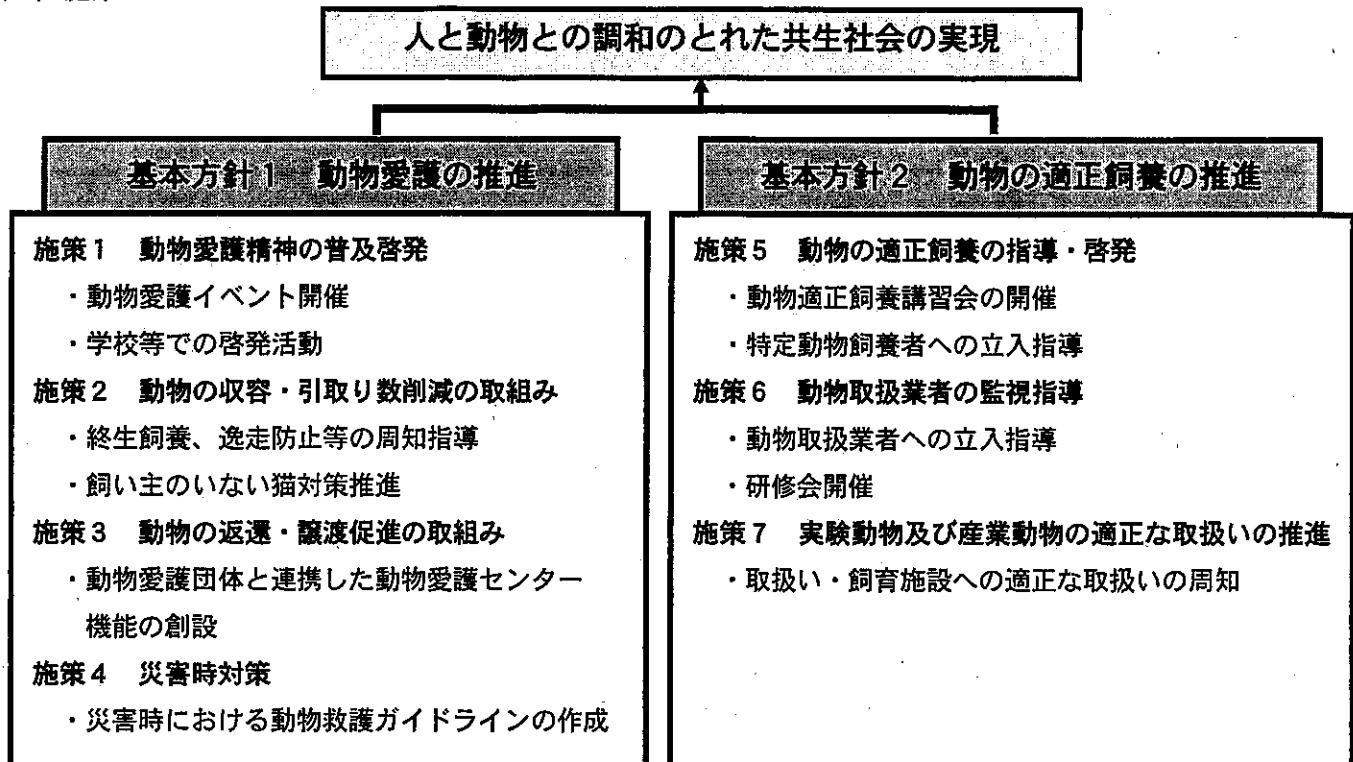
III 計画を実施する基盤

動物愛護管理に関する施策を行っていくためには、県・市町村、動物取扱業者、獣医師、ボランティア、関連団体、教育機関等の連携・ネットワークを円滑に行っていく必要があります。また、動物愛護推進協議会を設置し、施策の推進を図ります。

計画を実施する基盤					
県	市町村	動物取扱業者	ボランティア・関係団体等	県民	飼い主
・動物愛護精神及び適正飼養の普及啓発 ・災害時対策・県民からの苦情・相談対応	・動物の収容・返還 ・監視指導	・法令遵守 ・動物の適正飼養・普及啓発	・動物適正飼養に関する助言 ・地域・学校等における動物愛護活動 ・行政との連携	・動物愛護への理解	適正な終生飼養
・犬の登録・狂犬病予防注射事務					

IV 施策と目標

(1) 施策



(2) 目標

「II 計画の基本方針」で掲げている究極の目標である“致死処分ゼロ”に向けて、県が収容や引取りを行った犬猫の致死処分頭数を半分以下に削減（平成 24 年度比）することを目標とします。

この目標の達成に向け、次に掲げる数値目標を定め各種施策を推進していきます。

項目		数値目標	
動物愛護団体及び関係機関と連携した動物愛護及び動物の適正飼養に関する講習会の開催回数		年 10 回以上	
特定動物飼養者及び動物取扱業者への立入検査 (監視指導計画を策定し計画的な立入検査を実施)		特定動物飼養施設 動物取扱業者	年 1 回以上 年 1 回以上
収容・引取り数	犬（平成 24 年度 368 頭）	平成 30 年度 平成 35 年度	300 頭以下 200 頭以下
	猫（平成 24 年度 1,191 頭）	平成 30 年度 平成 35 年度	900 頭以下 600 頭以下
返還・譲渡率	犬（平成 24 年度 47%）	平成 30 年度 平成 35 年度	65% 以上 70% 以上
	猫（平成 24 年度 2.2%）	平成 30 年度 平成 35 年度	10% 以上 15% 以上
致死処分数	犬（平成 24 年度 195 頭）	平成 30 年度 平成 35 年度	100 頭以下 60 頭以下
	猫（平成 24 年度 1,165 頭）	平成 30 年度 平成 35 年度	800 頭以下 500 頭以下

米子境港都市計画区域マスタープラン「都市施設（道路）」の見直しについて

平成26年2月20日
景観まちづくり課

土地利用規制に続き都市施設（道路）について、関係機関との調整を踏まえ見直しの方向性を整理したので、その内容を報告する。

1. 見直しの観点

記述する項目は現行と同じ4項目とする。なお、各々の見直しの観点は以下のとおり。

(1) 基本方針

現行では「米子における市街地での交通渋滞への対応」のみを明記しているが、地域の喫緊課題として、以下の3つの方向性を明記する。

- ①広域的な道路網の形成（中海圏域の拠点、北東アジアゲートウェイ）
- ②慢性的な渋滞への対応（国道431号対策等）
- ③交通結節点の機能向上（駅周辺地区の活性化）

(2) 整備水準

都市計画道路見直しガイドラインの新規路線配置の目安（整備水準2km/km²）との整合を図る。

(3) 主要な施設の配置方針

記述をよりわかりやすくするために、基本方針の3つの方向性毎に具体的な路線を位置付ける。

(4) 主要な施設の整備目標

都市計画運用指針では、概ね10年以内に優先的に整備することを予定する施設を示すことが望ましいとされているが、よりわかりやすい目標とするため、以下の3段階に区分する。

区分	位置付け
概ね10年以内に優先的に整備することを目指す路線	期間内に整備に着手あるいは供用に向けて整備を進めることを目指す路線
概ね20年以内に整備することを目指す路線	計画の見通しを立てるため、その方向性を検討しており、現時点では構想とする路線
構想路線	

2. 見直し案

基本方針	配置方針	位置付ける具体路線	整備目標
①広域的な道路網の形成	高規格幹線道路の4車線化	・中国横断自動車道岡山米子線 ・(都)淀江米子線（国道9号米子道路）	10年
	高規格幹線道路を選択肢の一つとして含む米子と境港を結ぶ幹線道路の配置	・米子と境港を結ぶ主要な幹線道路	構想
②慢性的な渋滞への対応	国道431号渋滞対策のための弓浜防骨道路の配置	・(都)安倍三柳線 ・(都)葭津和田町線	10年
	市街地における交通円滑化のための幹線道路の配置	・県道東福原樋口線（両三柳周辺部） ・県道東福原樋口線（東福原周辺部） ・(都)皆生温泉環状線 ・県道東福原樋口線から日吉津村を経由して国道9号を結ぶ幹線道路	20年
③交通結節点の機能向上	交通アクセス強化等のための駅南北自由通路の配置	・米子駅南北自由通路	構想 10年

（現行のマスタープラン図に見直し案を上書き）

3. 今後の予定

素案作成後、議会報告やパブリックコメント・公聴会による意見調整を行うとともに、都市計画審議会での審議を踏まえ、都市計画決定する予定である。



一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

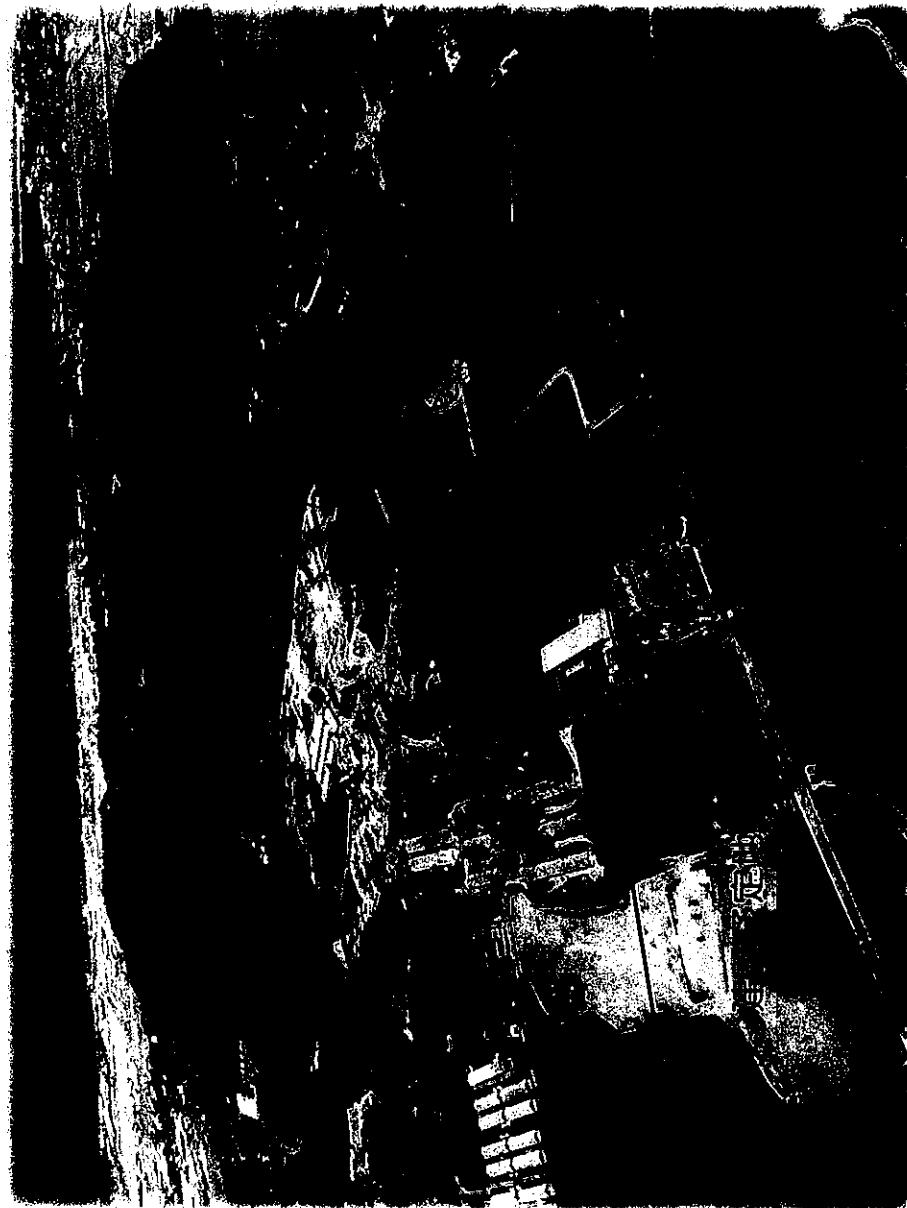
生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住宅政策課 (西部総合事務所 生活環境局)	県営住宅永江団地第五期住戸改善工事(52-1棟)(建築)	米子市 永江	美保テクノス株式会社 取締役社長 野津一成	(当初契約額) 192,150,000円 (変更契約額) 200,605,650円	平成25年3月7日 ～平成26年1月31日 (変更なし)	(当初契約日) 平成25年3月6日 (変更契約日) 平成26年1月27日	(第1回変更)

別 紙

淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画概要書（案）



◎ 環境プラント工業株式会社

公益財団法人 鳥取県環境管理事業センター

事業の概要

事業目的

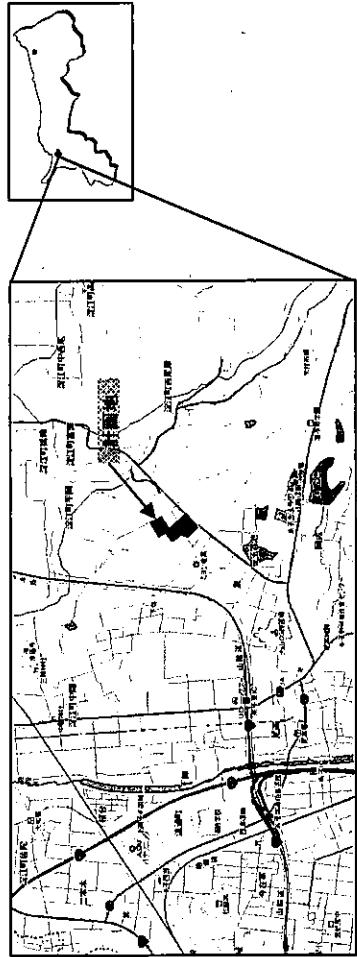
産業廃棄物管理最終処分場は、本県の健全な産業活動の進展と恵まれた環境を保全する上で必不可少な施設であり、これを県内に確保することは喫緊の課題となっています。

本県には未だ産業廃棄物管理最終処分場（以下、「最終処分場」という）がないことから、排出業者や処理業者は、県外で最終処分せざるを得ない現状にあり、県外運搬は大半が中小企業である県内事業者にとって収益圧迫の一因となっています。

一方、最終処分場は全国的に見込まれており、県外から廃棄物の搬入を規制していく動きが進んできています。県外に搬出出来なくなれば、本県の産業が立ちゆかなくなる恐れがあります。また、事業場での大量保管や不法投棄を招くなど、地域環境保全に著しく支障を来すことになります。

このような中で、このたび米子市淀江町の一般廃棄物最終処分場隣接地において、最終処分場の設置を進める計画を策定しました。

計画概要



区分		計画内容	
施設の種類		産業廃棄物管理最終処分場	
所在地		米子市淀江町小渡地内 (環境アートが設置している一般廃棄物最終処分場の南側隣接地)	
施設面積		埋立面積：2,2,30m ² （開発面積：38,577m ² ）	
埋立容量		埋立容量：2,54,027m ³ 廃棄物量：約20万t（約21.5万t）	
計画期間		47年間※（里立期間3年間・維持管理期間10年間）	

※計画期間は、搬入量や廃棄物の安定化の状況等により変動があります。
【事業収支】
(単位：億円、消費税抜き)

支出項目	収入項目	備考	
①建設費 約4.7	①処分料収入等 ②補助金	約3.9	21.5万t×17,500円/t
②維持管理費 約2.8	建設費 維持管理費	約3.1 約7	建設費の2／3補助 高度処理費の1／2補助
合計(①+②) 約7.5	合計(①+②)	約7.7	最終収支見込み+2億円

●公共関与 (公財) 周取県環境管理事業センター（埋立廃棄物の搬入検査等）

※以下、「環境管理事業センター」と記載しています。

設立年月 平成6年12月

代表者 代表取締役 河本弘文

設立目的 産業廃棄物処理施設の確保等を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もつて産業の発展と地域住民の健康で快適な生活環境の保全に寄与する。

法人形態 公益財団法人 (県・市町村・民間の共同出資による第三セクター)

代表者 理事長 潤山親則

II 施設整備の概要

02

- 最終処分場において、特に配慮が必要とされる地下水への漏水や河川水の汚染防止に万全を期すため、国の基準を上回る設備等を導入します。
- 周辺の景観にも十分配慮するため、植栽や防音壁の整備等を行います。

- 埋立地の上下流に観測井戸を設置し、定期的に地下水の水質のモニタリングを行います。
- 管理施設に環境管理事業センターが入居し、廃棄物の搬入管理を行います。

■防音壁・植栽

周辺事業所からの景観に配慮し、防音壁の外側に植栽を設置します。

不適切な廃棄物の搬入防止対策
管理施設に環境管理事業センターが入居し、廃棄物の搬入検査を行います。
管理施設には積荷検査デッキを併設し、搬入物の性状検査を行います。

地下水への漏水防止対策
■タイヤ洗い場
タイヤに付着した泥などを洗う設備

国 の 基 準 で あ る 2 重 の 漏 水 シ ッ ト に 加 え、
ベ ン ツ ナ イ ド 混 合 土 を 敷 設 し た 3 重 の 遮 水
構 造 と し ま す。 (一 般 廃 棄 物 最 終 处 分 場 で
導 入 し て い る 設 備 と 同 様 の も の で す。)
さ ら に 、 万 が 一 、 シ ート が 破 損 し た 際 に 速 や
か に 破 品 箱 所 が ピンボイントで 檢 出 で き る 重
気 編 え い 検 知 シ ス テ ム を 導 入 し ま す。

塩川←農業用水排水路←防災調整池

河川水の汚染防止対策

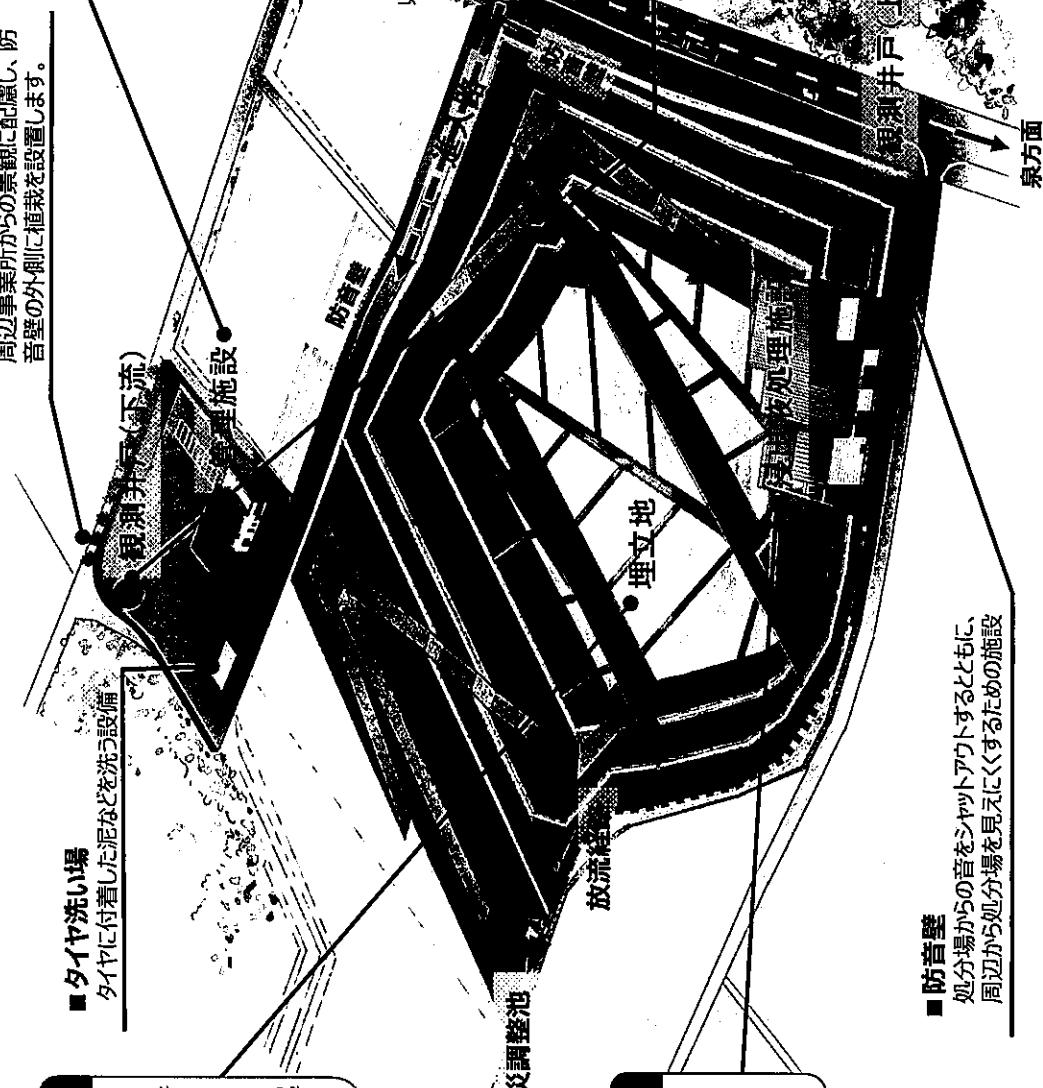
國 の 基 準 を 上 回 る 高 度 な 水 处 理 (逆 浸 透
膜 处 理) を 導 入 し 、 ダ イ オ キ シ ュ ル ナ ど の 除
去 を 徹 底 し ま す。 (一 般 廃 棄 物 最 終 处 分
場 で 導 入 し て い る 設 備 と 同 様 の も の で す。)

地下水の監視対策

埋立地の上下流に地下水観測井戸を設置し、地下水の水質を観測することにより、埋立地からの浸出液の漏えいがないか確認します。

■防音壁

処分場からの音をシャットアウトするとともに、周辺から処分場を見えにくくするための施設



III-① 安全安心に配慮した施設整備（地下水への漏水防止策）

03

遮水システムの考え方と計画概要

埋立地内の浸出液等が漏れ出し、地下水が汚染されることのないように、専門家に指導・助言等を仰ぎながら、**多層の安全対策(マルチバリア)**を行い万全の漏水対策を講じます。

① 国の基準を上回る遮水工の設置

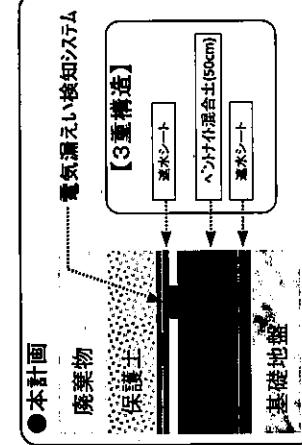
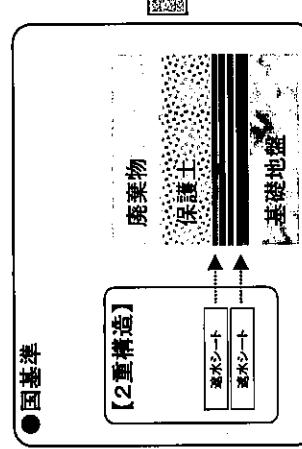
○国基準である二重の遮水シートに加えて、さらに、ベントナイト混合土を挟み込む三重の遮水構造とします。

＜遮水シートの耐久性＞…平成15年10月27日 福岡高等裁判所判決文から抜粋
・遮水シートは、現場では各種の条件が複合的に作用するため、実験結果より劣化が速いといわれているものの、少なくとも、評価試験においては、太陽光線、熱、オゾン、酸、アルカリに対して50年以上の耐久性を有していることが認められます。

② 遮水シートの破損をモニタリングする電気漏えい検知システムを導入

○専門家によると遮水シートの破損は、施工不良や埋立初期段階で起くる可能性が高いことから、万が一シートが破損しても、破損箇所を速やかに**特定出来る電気漏えい検知システム**を導入します。

○システムは上層シートの直下に設置するため、システムが反応した場合でも、ベントナイト混合土と下層遮水シートの二重遮水により地下水への漏えいを防ぐことができます。



その他の対策

③ 浸出液を速やかに集排水する設備の設置

○埋立地内部において、浸出液を貯留せないよう集排水管を底版部に設置しますが、本計画では、これに加えて中間層にも集排水管を設置し排水を促進します。

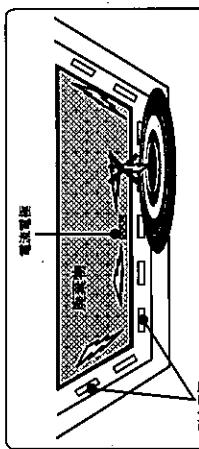
④ 施工管理の徹底

○施工中の遮水シートの損傷を防止するため、突起のない地盤の整備や遮水シートへの施工・保護土の施工など十分な施工管理を行います。

⑤ 地下水のモニタリング

○浸出液の漏えいにより地下水中へ影響が出でないことを確認するため、処分場の上流と下流に観測井戸を掘削し、地下水の水質モニタリングを毎月行います。

＜電気漏えい検知システム＞



- ◆ 遮水シートは電気を通さないため、通常は電流値はほとんどゼロです。
- ◆ 遮水シートが損傷すると、漏えいした浸出液が電気を通します。検知システムは、この電流値を検出し、破損した箇所を特定することができます。

- ◆ ベントナイトは粘土の一種で、水を吸つて高い止水性（水を通しにくくする性質）を示します。
- ◆ ベントナイトの素材は、一億年前に堆積した火山灰が熱水や地圧作用によって生成されたものであり、素材の劣化はありません。

IV-① 地域に信頼される運営管理（廃棄物の搬入検査・水質モニタリング等） 05

廃棄物の搬入検査

環境管理事業センターが最終処分場に持ち込まれる廃棄物を検査し、国の基準に適合したものしか受けません。

廃棄物処理委託申込み

- 排出事業所を訪問し、受入可否を判断します。

- ・廃棄物の性状、発生工程などを書面でチェックします。
- ・排出事業所に職員が出来向き、廃棄物の実物を確認します。
- ・搬入予定廃棄物をサンプリングし、受入れ基準と照合します。

1 事前審査段階

廃棄物の搬入・計量

- 事前予約と車両登録制を導入します。
- ・受入れ検査を徹底するため、搬入は事前予約をとります。
 - ・飛散防止措置等を徹底させたため、搬入車両は登録制をとります。
 - ・積み降ろす前に、専用監視台から積み荷をチェックします。

2 受付段階

目視検査

- 展開検査と抜取り検査により搬入管理を徹底します。
- ・搬入物は全て荷下ろし、広げて異物の有無を確認します。
 - ・サーベイメータで放射線量を測定します。

3 展開検査段階

水質モニタリング

- ◆ 環境プラントが定期的に放流水や地下水の水質検査を実施します。
（重金属等は、国基準を上回る頻度で実施します。）
- ◆ 検査結果は、その都度、関係自治会に報告します。検査結果に異常があつた場合は、直ちに自会に報告し、対応方針や対応結果を随時報告します。

水質検査の頻度

項目	国基準	
	一般項目	月1回
放流水	重金属等	年1回
	ダイオキシン類	年1回
	電気伝導率 塩化物イオン	月1回
地下水	重金属等	年1回
	ダイオキシン類	年1回

注 一般項目…pH（酸性・アルカリ性）、BOD（汚れの指標）、COD（汚れの指標）、SS（濁り具合の指標）等

※ 放流水などの水質や施設の維持管理状況については、上記に加えて県においても定期的に法律に基づく検査が行われます。

地域との協定

- ◆ 住民の皆さんにも参画いただき、監視委員会（仮称）を設置する予定です。
- ◆ 委員会では施設が安全に運営されているか確認いただくため、定期的に水質検査の結果や埋立状況を報告し、隨時、立入調査の受入れなどを実施しながら、ガラス張りの施設運営を目指します。
- ◆ 協定の内容は、監視委員会の設置や立入調査の他、災害防止対策（事故発生時の措置や連絡体制等）、周辺環境対策（施設の稼働時間、搬入廃棄物の種類等）、環境測定（放流水等の測定項目・回数など）などを盛り込んでゆきます。

V-② 地域に信頼される運営管理（埋め立てる廃棄物等）

06

埋め立てる廃棄物

- 周辺環境への影響をできる限り排除するため、腐敗性のある動物性の残さや飛散性の石綿などは埋立しません。

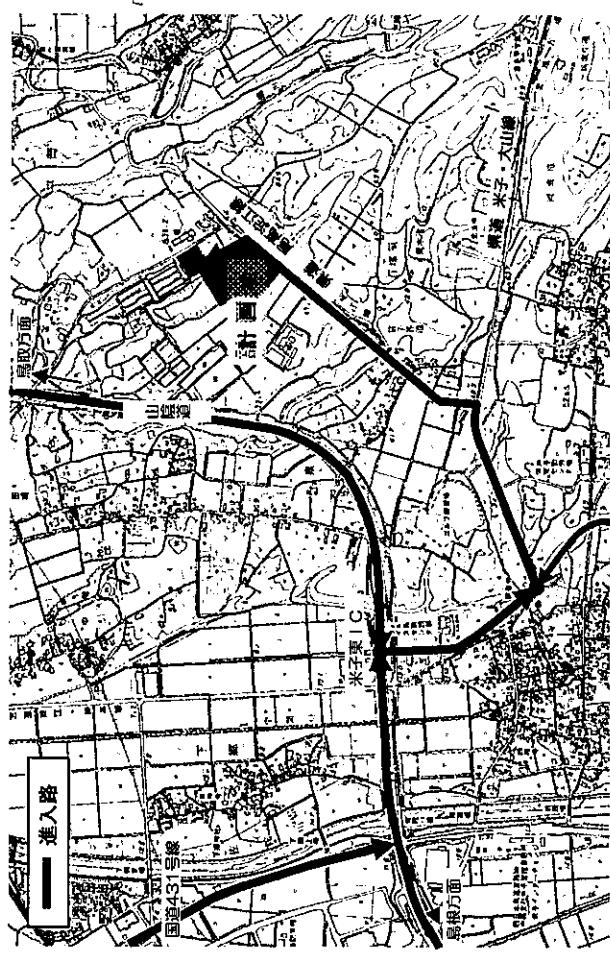
法令上、埋立可能なもの

本計画

燃え殻 ばいじん	鉱さい	汚泥	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	紙くず	木くず	廃プラスチック類	繊維くず	丁ぐくず	金属くず	産業廃棄物を処分するために処理したもの	廃油（一部のもの）	植物系固形不要物	動物のふん尿	動物の死体
-------------	-----	----	-----------------------	------	-----	-----	----------	------	------	------	---------------------	-----------	----------	--------	-------

廃棄物の搬入

- 搬入は、事前予約制とし、最終処分場退出後も含め決められたルートを通行させます。
- 一般車両とのすれ違いを出来る限り少なくするため、最終処分場への出入口は県道から直接進入できる位置としました。

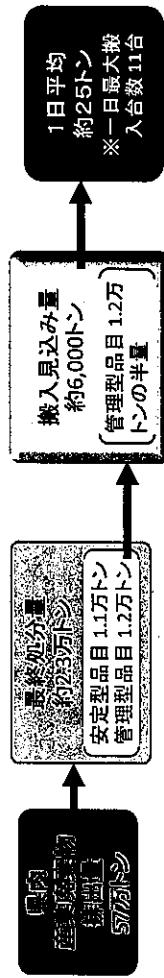


粉じん発生防止対策

- 荷降ろし時など埋立作業における粉じん発生を防止するため、散水（ミスト散布等）を行います。
- 運搬車両は登録制とし、散水・シート掛けなどを徹底します。
- 搬入車両専用の洗車場を設け、タイヤ専用の高压洗浄機を整備します。
- 暴風雪警報、竜巻注意報発令時は、廃棄物の受入れを中止します。

搬入見込み量と搬入車両台数

- 搬入台数は、最大で10tダンプ4台／日、4tダンプ4台／日を見込んでおり、交通量の大幅な増大はありません。



※排出量等は、平成23年度の年間データ

ミスト散布のイメージ



参考1) 生活環境影響調査結果と追加調査

07

生活環境影響調査は、国が示す「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づき、この指針の中から、本計画に係る影響の可能性がある項目を選定し調査を行いました。

さらに、地域の皆様からの御意見を踏まえて、追加調査も実施いたしました。

大気質(粉じん)

【現地調査年度】平成24年度・降下はいしん(石綿)
平成25年度(風向風速・追加調査)
○埋立てに際しては、廃棄物に覆土や砂を適宜行なうなど粉じんの発生防止を行う。
○産業廃棄物最終処分場と同様に埋立てを行っている既存の一般廃棄物最終処分場の敷地境界での降下はいじんの測定結果では、特に高い値は測定されなかった。
○砂ぼこりが立つ風速(5.5m/秒)以上の風が発生する頻度は、最多出現風向(北東及び西)でも3.5%～3.6%と少ない状況であった。
⇒生活環境に与える影響は極めて小さい。

地下水

◆現況調査(米子観測所の測定値)は「南南東の風」が多い結果であるが、現地は「北風」が多いことしている。
○対応：昼間と夜間に別に集計するとともに、現地での風向風速の追加調査(平成25年9月18日～20日)を実施し、米子観測所の測定値と細断等がないか再確認。
○結果：現地と米子観測所は相関性が高く、現況調査の結果は問題ない。

また、昼間の風向は北東(米子観測所)、北北東(現地)の頻度が高く、地元からの意見と合致するものであった。

特に季節風の強い冬季についても調べてほしいとの意見があり、現在調査中。

地下水

【現地調査年度】平成24年度・平成25年度(追加調査)
○事業計画地へ流入する地下水は、処分場からい波上・小波浜に向かって流れている。
○事業計画地の下流側に10～20cm程度の水位低下が予測されたが、その範囲は既設の一般廃棄物処分場内に限られている。
⇒周辺井戸への影響はない。

地元からの意見と対応)

◆実際に取水している地下水位の状況を踏まえ、報告書の透水係数の確認をしてほしい。
○規制基準値を下回っている既設一般廃棄物最終処分場と同様に燃えがら等を主体に埋立て作業を行い、覆土の実施、動物性土壌などを用いる悪臭を発生する廃棄物の受入れは行わない。
⇒生活環境に与える影響は極めて小さい。

悪臭

【現地調査年度】平成24年度・平成25年度(追加調査)
○規制基準値を下回っている既設一般廃棄物最終処分場と同様に燃えがら等を主体に埋立て作業を行い、覆土の実施、動物性土壌などを用いる悪臭を発生する廃棄物の受入れは行わない。
⇒生活環境に与える影響は極めて小さい。

(地元からの意見と対応)

◆既設的一般廃棄物最終処分場のガス抜き管から悪臭が出ているのではないか。
○対応：ガス抜き管の臭気指数を測定(平成25年7月17日)し、異常が無いことを確認した。

【現地調査年度】平成24年度・平成25年度(追加調査)

騒音・振動

○施設の稼働による影響
・騒音(周辺民家：昼間)は、現況50デシベルから51デシベルと増加するが、環境基準値(55デシベル)を下回る。
⇒生活環境に与える影響は極めて小さい。
・振動(周辺民家：昼間)は、現況30デシベル未満から35デシベルと増加するが、人が振動を感じ始める値(55デシベル)を下回る。
⇒生活環境に与える影響は極めて小さい。

○廃棄物運搬車両による影響
・現況(騒音：60デシベル、振動：最大43デシベル)からの増加がそれより0及び1デシベルと予測されるが、環境基準値(騒音・振動：65デシベル)を下回る。

(地元からの意見と対応)

◆現況調査(米子観測所の測定値)は「南南東の風」が多い結果であるが、現地は「北風」が多いことしている。
○対応：現況調査の補完調査を追加(平成25年12月10日～11日実施)し、結果については生活環境影響調査書に反映させた。

水質

○処理水による影響
・水の汚れの指標(BOD、SS等)は、現況より高くなると予測されるが、BOD、SSは環境基準値を下回る。
・ダイオキシン類などその他の項目についても、環境基準値を下回る。

○処分場周辺部からの濁水流流出による影響
・農業用排水路から塩川合流直後で、水の汚れの指標(SS)は、現況より高くなると予測されるが、SSは環境基準値を下回る。
⇒生活環境に与える影響は極めて小さい。

参考：生活環境影響調査報告書(案)の専門家による評価

「生活環境影響調査報告書(案)」の予測方法及び評価結果等について、第三者に客観的な評価を行ってもらうため、環境管理事業センターがアセスメントや地下水の専門家3名に検証を依頼したところ、以下の専門家からも、概ね妥当とのコメントをいただきました。

有識者	検証分野	生活環境影響調査結果に係る有識者の主なコメント
岡崎誠教授 (鳥取環境大学)	環境アセス全般	報告書の構成、内容は国及び県の指針に沿ったものであり、調査、予測及び評価の結果、各調査項目の環境保全措置についても、他の一般的な環境アセスとほぼ同様であり、一定の水準は確保されている。
樋口壯太郎教授 (福岡大学)	環境アセス全般	廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査として、調査項目、予測及び評価内容は整然と実施されている。
西垣誠教授 (岡山大学)	地下水	地下水の現地調査及び解説方法は妥当であり、地下水の挙動の予測を高度な評価手法である3次元で実施していることは評価できる。また、汚染水の漏洩対策も十分に検討されている。

参考2) 安全性に対する追加調査結果

地下水の流れの解析

万が一、遮水シートが破損した場合、漏えいした浸出液が地下水に混ざり、どの範囲まで影響するのかを把握するため、周辺地下水の流れの解析を行いました。

方法

- 文献調査
- 地表踏査
- ボーリング調査
- 現場透水試験
- 孔内流向流速測定
- 孔内水位観測

結果

事業計画地の地質構造は、北東へ2°傾いており、埋立地の地下を流れる水もこれにそってゆづりと流れていると予想されます。
万が一、浸出液が地下に漏洩したとしても、東西方向には一定の範囲以上広がらず、下流にゆづりと流れため、下流に影響が出るまでは浸出液の流出を食い止める対策を行うことが可能です。



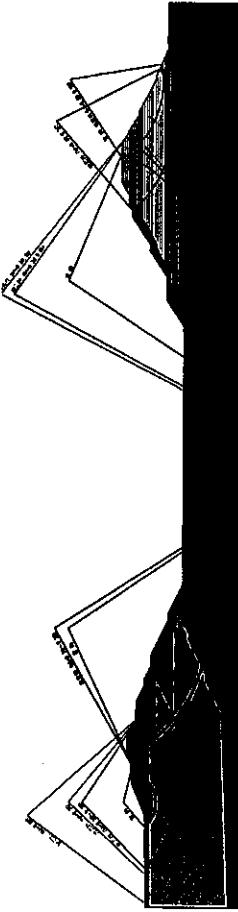
淀江トンネル西坑口の漏水
流向から判定した下流域への最大影響範囲

地震時の解析

大地震が発生した際に、廃棄物、コンクリート構造物、遮水シート等の様々な素材で構成される埋立地が、崩壊せずに安全であるかを、種々の手法により解析しました。

<解釈を行った地震動>

- ・兵庫県南部地震(阪神大震災)
- ・南海トラフ巨大地震
- ・鳥取県西部地震
- ・宍道断層を震源とした模擬地震



簡便スライス法による安定解析の一例

結果

<安定性>

- ・変形量 20cm以下
- ・ひずみ量 7%以下 <10~15%になると土の地盤は崩壊
- ・鳥取県西部地震
- ・宍道断層を震源とした模擬地震
- ⇒ 地震により埋立地が崩れることはありません。

<液状化>

- ・埋立地内の液状化の抵抗率 2.0以上
- ・遮水シート下面の基盤の液状化の抵抗率 2.0以上
- ⇒ 地震により液状化が生じることはあります。

<遮水シート強度>

- ・地震によるシートの挙動 2,000kN/m < 引張強さ 23,870kN/m²
- ⇒ 地震により遮水シートが破損することはあります。

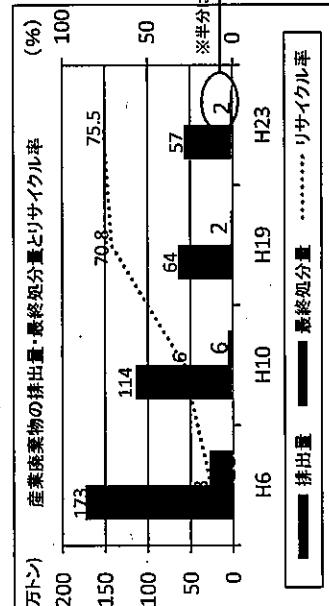
※ 隣接する一般廃棄物最終処分場は、平成12年10月の鳥取県西部地震（M7.3）においても被災を受けていません。

参考3) 県内産業廃棄物の処理状況等(鳥取県提供資料)

09

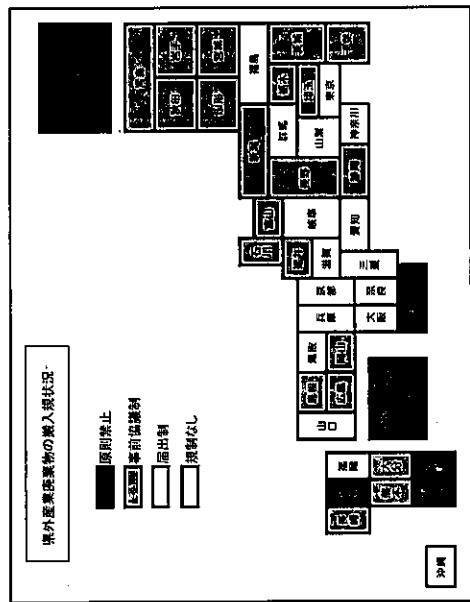
産業廃棄物の処理状況

- リサイクルの進展により、排出量は大幅に減少(H6:173万トン→H23:57万トン)していますが、全量リサイクルは出来ません。
- 現在、最終処分量約2万トンのうち、管理型品目の1.2万トンは全量県外で処分されています。



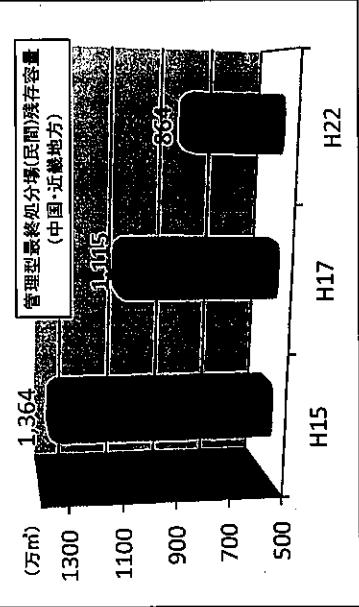
県外搬入の規制状況

- 県外搬入規制は全国47都道府県中36道県で実施されています。(H25年11月末現在)
→ 平成25年11月からは新たに福岡県が搬入規制を開始するなど規制は進んでいます。



最終処分場の残存容量

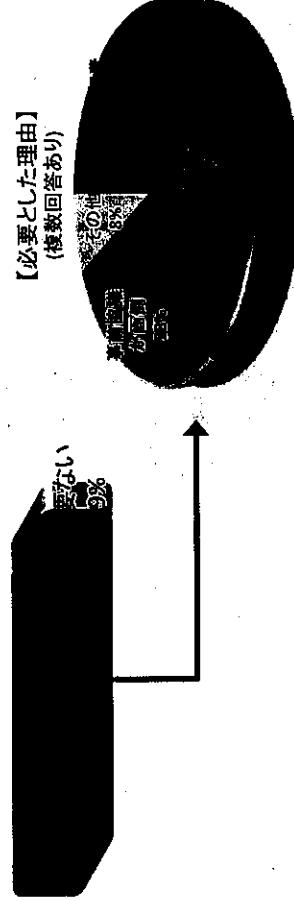
- 近県の最終処分場の残存容量は減少しておりますが、処分先の確保が困難となるおそれがあります。



排出事業者・処理業者の意向調査結果(H22年調査:回答103社)

- 県内排出事業者等の約9割は、運搬経費の削減や県外拒否の不安などから県内に最終処分場が必要と回答しています。

※最終処分場の新規立地も
困難な状況
・新規立地の許可件数(全国)
H16:18件→H21:4件



平成25年度三徳山シンポジウム (2014/3/8(土)開催)

歲王権現立像

三徳山全景

持久堂

國立公園指定記念シンポジウム

三徳山 の魅力

平成26年3月、三徳山は
国立公園に指定されます。
修驗道を生み、聖域として
守り育てられた自然と、
人々、歴史、文化が織りなす
「三徳山の魅力」を語ります。

参加
無料
定員200名

事前申込が
必要です

2014(平成26)年

3月8日㈯

14時から17時(13時30分開場)

ところ

倉吉未来中心セミナールーム3

倉吉市駄経寺町212-5

プログラム

●基調講演 「修驗道の歴史と文化」

講師 田中 利典 金峯山修驗本宗宗務総長

●三朝町立東小学校 活動発表

「自然・地域とコミュニケーション!!
~三徳山のふもとにあふれる笑顔と感動~」

●トークイベント 「わたしの好きな三徳山」

スペシャルゲスト はな モデル、タレント

トークゲスト 丸山 聰美 山陰放送アナウンサー

米田 陽子 三徳山三佛寺 寺庭婦人

コーディネーター 田中 利典 金峯山修驗本宗宗務総長

助言者 有山 義昭 環境省米子自然環境事務所上席自然保護官

米田
陽子
さん

丸山
聰美
さん

はな
さん

■お問い合わせ・申し込み

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課

電話 0857-26-7200 / フaxシミリ 0857-26-7561

Eメール midori-shizen@pref.tottori.jp

FOR
WORLD
HERITAGE

三徳山

私たち三徳山の世界遺産登録運動を応援しています

主催／鳥取県・三朝町 共催／三徳山世界遺産登録運動推進協議会

国立公園指定記念シンポジウム

三徳山の魅力

◆基調講演

「修験道の歴史と文化」

講師 田中 利典

1955年京都府生まれ。71年吉野金峯山寺にて得度。74年延暦寺学園比叡山高校卒業、79年龍谷大学文学部仏教学科卒業。80年伝法灌頂修。81年比叡山学院専修科卒業、同年金峯山修験本宗總本山金峯山寺奉職。89年金峯山寺一山宝勝院住職就任。93年一千座護摩供修行満行。94年同宗及び金峯山寺教部長、2001年現職の金峯山修験本宗宗務総長と、金峯山寺執行長（執行長職は平成25年7月まで）に就任。同年自坊（宗）林南院住職就任。現在、紀伊山地三重構造会議代表幹事、日本山岳修験学会評議員、帝塚山大学特定教授等。主な著書に『修験道っておもしろい!』（白馬社刊）、『はじめての修験道』（共著・春秋社）など。

◆三朝町立東小学校 活動発表「自然・地域とコミュニケーション!! ～三徳山のふもとにあふれる笑顔と感動～」

地域の自然や人材を活用した環境学習や、動植物と自然の保護活動を学校教育の基盤とし、広葉樹の植栽ボランティアや、「新種・希少種プロジェクト」など様々な活動を行っている。また、「三朝町子どもレンジャー」として新たな取り組みも始めている。

◆トークイベント「わたしの好きな三徳山」

スペシャルゲスト はな モデル・タレント。神奈川県横浜市生まれ。2歳の時から、横浜のインターナショナルスクールへ通い、上智大学に進学。比較文化学科にて東洋美術史を専攻。そのころから、仏像の魅力に目覚める。17才からモデルを始め、「non-no!」などのファッション誌やCFなどで活躍。その後、テレビの司会、ナレーション、エッセイの執筆など活動の範囲を広げる。著書に、1年をかけて書き上げた『ちいさいふつぞう おおきいふつぞう』(幻冬舎文庫)など。集英社のサイトHAPPYPLUS(ハッピープラス)にて、仏像のエッセイを連載中。<http://hpplus.jp/clip/1258625/>



三徳山イメージキャラクター
みどちゃん

トークゲスト 丸山 聰美 山陰放送アナウンサー。親しみあふれるキャラ、誰もが認める山陰人気No.1女子アナ!

米田 陽子 三徳山三佛寺 寺庭婦人(ご住職の奥様)

コーディネーター 田中 利典 金峯山修験本宗宗務総長

助言者 有山 義昭 環境省中国四国地方環境事務所
米子自然環境事務所上席自然保護官

お申し込み

参加ご希望の方は、ファクシミリまたは電子メールでお申し込みください。ファクシミリの場合は下記参加申込書に必要事項をご記入の上、送信してください。電子メールの場合は下記参加申込書の項目を記載の上、送信してください。

参加申込は先着順にお受け付けいたします。

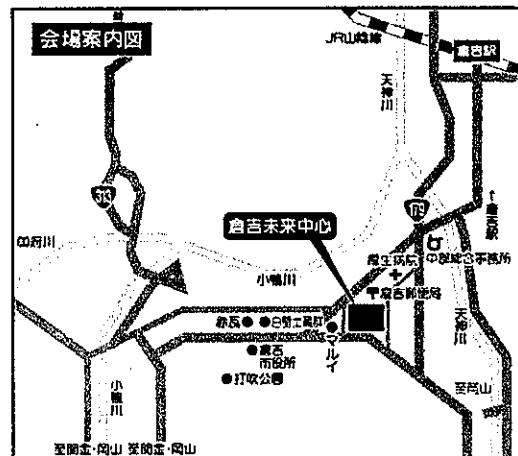
参加者が定員に達した時点で、受け付けを終了とさせていただきます。

お問い合わせ・お申し込み先

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課

電話 0857-26-7200 / ファクシミリ 0857-26-7561

Eメール midori-shizen@pref.tottori.jp



鳥取県生活環境部緑豊かな自然課 行

Fax. 0857-26-7561

三徳山シンポジウム 参加申込書

氏名(フリガナ)	〒住所	日中に連絡可能な電話番号
()	〒	
()	〒	
()	〒	

※ご記入いただいた個人情報は参加者とりまとめ以外には使用いたしません。